

教育委員会 9 月定例会 会議録

1. 日 時 令和5年9月26日(火)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 教 育 長 入 野 浩 美
職務代理者 鈴 木 敏 之
委 員 福 島 幸 子
委 員 高 橋 信 子
委 員 石 川 一 幸
4. 委員以外の出席者
教 育 部 長 望 月 亮 一 参 事 中 島 健 一 郎
教 育 総 務 課 塚 本 富 美 代 学 務 課 塚 本 耕 司
生 涯 学 習 課 佐 賀 憲 一 文 化 振 興 課 中 澤 達 也
ス ポ ー ツ 振 興 課 寺 崎 敏 彦 指 導 課 田 上 秀 之
学 校 給 食 セ ン タ ー 小 池 政 幸 図 書 館 武 藤 知 子
博 物 館 木 塚 久 仁 子 上 高 津 貝 塚 比 毛 君 男
5. 議 題
 - (1) 議 案
議案第27号 土浦市学校給食費に関する規則の一部改正について (学校給食センター)
議案第28号 土浦市博物館条例施行規則の一部改正について
(博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場)
 - (2) 報告事項
① 令和5年第3回土浦市議会定例会一般質問について (学務課、学校給食センター、指導課)
 - (3) その他
① 第92回土浦全国花火競技大会の開催に伴う社会教育施設等の対応について (生涯学習課)
② 「図書館フェス2023」の開催について (図書館)
③ 水郷プール利用者数の報告について (スポーツ振興課)
6. 傍聴者 なし
7. 議事内容
教育長 定刻となりましたので、ただいまより令和5年9月の教育委員会定例会を開催いたします。開催に当たりまして委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するということで、進行をさせていただきます。
本日の議事のうち非公開とさせていただきたい案件はございませんので、次第のとおり進行させていただきます。
なお、傍聴者はございません。

それでは、次第の2番、「教育長報告事項について」、教育総務課から説明をお願いします。

塚本課長。

————— 8月22日以降の行事について報告 —————

教育長

よろしいでしょうか。

それでは、次第の3番、議案へ移ります。

議案第27号 土浦市学校給食費に関する規則の一部改正について、給食センターから説明をお願いします。

小池所長。

学校給食センター

学校給食センターでございます。

議案第27号 土浦市学校給食費に関する規則の一部改正について説明いたします。

サイドブックスの資料②-1-2ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございますが、子育て世帯を支援し、経済的負担の軽減を図るため、土浦市立の小中学校及び義務教育学校へ通う児童または生徒の学校給食費について、令和5年10月分から無償とすることに伴い、土浦市学校給食費に関する規則を一部改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、学校給食費の特例として、第4条第1項から第4項までの規定にかかわらず、当分の間、土浦市立小学校、中学校及び義務教育学校の児童または生徒にかかる学校給食費は無償とする、という規定を附則に追加するものでございます。詳細につきましては、別添資料の②-2改正案文及び、資料②-3新旧対照表をご参照願います。

施行日は令和5年10月1日となります。

また、施行日前に提供された学校給食費については、なお従前の例による旨の経過措置を規定しております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします

教育長

ただいまの件につきまして、御意見や御質問はございますか。

鈴木委員。

鈴木委員

学校給食の特例ということでこの改正があるのだと思うのですが、「当分の間、無償とする。」という表現がありますけれども、こういう表現で問題はないのでしょうか。

教育長

小池所長。

学校給食センター

こちらは文書法制の方にも確認いたしまして、こういう表現で特に問題はないということを確認しております。

鈴木委員

はい、わかりました。

教育長

石川委員、どうぞ。

石川委員

そうなる、当分の間とはいつまでになるのでしょうか。

学校給食センター

今回は3月までという期間限定になってございますけれども、市長の答弁のほうにもあったのですが、本来、国でやるべきことであること、市のほうといたしましても、国の手当があるまでの間を市で行うと考えていまして、国のほうで何かしらの形ができて、市としてどういう対応をとるかというのが決まるまで、というようなイメージ

にて考えております。

教育長
高橋委員

高橋委員、どうぞ。

はい、報道とかを見るとおそらく、国が無償化をすると言うまでには結構時間がかかるのかなと思います。そうすると、確か市長の答弁、今年度の下半期は無償化します、来年度については予算の手当とか検討をした上でどうするかを決定する、というような答弁だったのかと思うのですが、当分の間とすると、現在進行形のままずっと続いてしまうのではないかなとも思います。それともそのようにしておいて、来年度やらないということになったら、それはそれで何もしなくてもよいということになりますか、何もしなくてもよいという言い方は変ですけども。

学校給食センター

はい、逆に来年何もやらないということになった場合には、この条文を削るというようなことをする、正式に来年は無償化をしないと決まるようなことになりましたら、もう一度規則を改正するような流れとなりますが、4月から継続してやるとなれば、例規的にはこのまま生かせると思っております。

高橋委員

わかりました。

それともう一点気になっているのですが、以前の議会で別の議員さんが無償化のことを質問された際に、当面やらないよといった答弁だったかと思いますが、それが2、3か月の間に無償化にします、ということになりましたが、何か大きく状況が変わったのでしょうか。

学校給食センター

3月の答弁の際には、課題整理をして実施に向けた検討をします、というような答弁をしていたかと思いますが、今回、10月からの6か月間について、令和4年度の決算剰余金にて財政的な手当が付くというような見込みが立ちましたことから、下半期の分は無償化するという決定をしたという流れです。

高橋委員

ありがとうございます。

この無償化とは少し関係無いことかもしれませんが、結局、受益者負担であれば、今後物価とかが上がって、材料費とか人件費とかで給食費を上げないというときには、値上げということができると思うのです。でも、無償化するということは、税金を入れるということになるわけですから、ある一定の予算の範囲内の中でということで、例えば人件費が抑えられるとか、あるいは食材費が抑えられていってしまうのではないかな、と少し心配をしています。

どんどん食材費などが上がってしまっているの、同じような栄養を採るためには、栄養士さんとかも非常に苦労されているというような報道もありましたので、そういうところで事故とか、給食の質が落ちるのではないかと、少しそういう懸念をしています。

学校給食センター

ご心配をされているようなことについて、私もそういうものがあるだろうなと思っております。ただ、学校給食の意義といいますか役割というものがありますので、給食の質とかは当然維持していかなければいけないと思っております。

そして、物価の上昇がどんどん進んでいって、どうにもならないよというような状況になってしまったときには、また何か考えるというような場面も出てくるのかな、とは思っております。

現段階では、維持できるようにやっていきたいと思っております。

高橋委員 なかなか大変だと思います、例えば卵とかも相当上がってしまっていて、あの金額で栄養が採れる、卵に代わるものはほとんど無いと思うので、心配だなと思っています。給食費の無償化をしている市町村って茨城県の中でそんなに多くないのですよね。本当に数市、5本の指以内だったと私は聞いていますが、大きなところでやっているところはそんなに無いと思いましたので、それに先駆けて無償化するという事は、県の中で先駆的な取組になると思いますから、お手本となるような取組をしていただければと思います。

学校給食センター
教育長 ありがとうございます。
そのほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第27号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

それでは、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第28号 土浦市博物館条例施行規則の一部改正について、博物館から説明をお願いします。

木塚副館長。

博物館 博物館です。

土浦市博物館条例施行規則の一部改正について、御説明いたします。資料②の1をお願いします。

博物館及び上高津貝塚ふるさと歴史の広場の入館料を改定するにあたり、土浦市博物館条例施行規則の一部を改正するものです。

改正の内容ですが、条例において、入館料が無料となる児童及び生徒の定義が具体化されることとともない、施行規則においても入館料の免除対象者を具体的に定義いたしました。その他は、文言、字句の修正でございます。

詳細については、別添の規則案、資料②-2、及び新旧対照表、資料②-3をご参照願います。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

教育長 ただいまの件につきまして、御意見、御質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第28号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。議案第28号は原案のとおり可決することに決しました。

議案は以上ですので、続いて次第の4番、報告事項へ移ります。

報告事項の1番 令和5年第3回土浦市議会定例会一般質問について、ですが、今回は2名の議員から3件の質問がございましたので、担当課から答弁の概要について報告をさせていただきます。

まず、目黒議員の熱中症対策に関する質問について、指導課と学務課から説明をお願いします。

田上課長。

指導課

指導課でございます。資料④の4ページをお願いいたします。

目黒議員から、土浦市の熱中症対策について御質問をいただきました。質問の内容については記載の通りでございます。

答弁の方向性でございますが、これまでも国や県の通知等を用いて、熱中症が命に関わる重大な問題であることは、市内の学校にも周知をしてきているところでございます。学校長が主体となって、熱中症事故防止のため、対策を徹底するよう指導を続けているところでございます。

(2)の①についてですが、保護者や児童生徒に通知を通して、登校前の健康観察を行うことや、気温等の状況や活動内容に応じた服装を促すことなどをお願いしているところでございます。

(2)の②についてですが、各校で暑さ指数を計測し対応基準を掲示することで、可視化による安全確認を求めているところでございます。

また、学校には、基準値内でも暑い状況下での活動の場合には、児童生徒等の体調管理を第一優先することも併せて指導しているところでございます。

教育委員会として当事者意識をもって受けとめ、児童生徒の安全を優先し、危機管理マニュアルなどで判断基準と判断者を具体的に定めながら、組織的な対応を継続的に今後も呼びかけていきたい、と答弁をさせていただきました。

また、答弁について鈴木委員から御質問をいただいております。

「暑さ指数の基準を超えるため学校活動が中止となった日数はどれくらいか。」の御質問でございますけれども、基本的に暑さのために、学校を休校の対応にした事実は1日もございません。また、細かな1日の流れの中で、暑さ指数が31を超えているため、外での体育の授業、または体育館全体の授業を中止にしたケースは多数ございまして、こちらにつきましては実数をカウントしておりませんので、数の報告はできないのですが、今年度はかなりの数、授業変更等があったと聞いております。

なお、答弁につきましては資料の5ページ以降に記載をしておりますので後ほど御覧になっていただければと思います。

説明は以上でございます。

教育長

続いて、学務課からお願いします。

塚本課長。

学務課

学務課でございます。続きまして、資料④の9ページをお願いいたします。

目黒議員からの熱中症対策についての御質問の3点目、小中学校の給水機設置数について、でございます。

質問の要旨でございますが、小中学校に冷水機を設置することが地球温暖化による熱中症対策として有効な手段であるため、現在の小中学校の冷水機設置数及び冷水機が設置されていない小中学校への今後の方針について見解を伺う、という内容でございます。

答弁者は指導課の答弁同様、教育長から答弁をさせていただきます。

答弁の内容でございますが、熱中症対策として冷房の適切な使用やクールダウン時間の確保などのほか、適切な水分補給も大切であることから、現在学校では児童生

徒がこまめな水分補給が出来るよう、各家庭の協力をいただきながら飲み物が入った水筒を学校へ持参するよう指導しております。

冷水機の設置状況につきましては現在いくつかの学校に設置しておりますが、旧型や小型のものなどであり、また、衛生上の問題やその他の課題等もございます。

このため、小中学校への冷水機の設置については設置場所、設置台数、需要の高い夏季の利用方法、設置費用及び維持管理費用、さらに、オフシーズンとなる冬季の利用等、様々な課題について調査・研究をしていく旨の答弁をいたしました。

答弁にあたり高橋委員から、「冷水機の設置数や 設置・維持管理に係る概算費用の提示、また、コップを持参して水道水を利用するなど、設置する前に工夫してはどうか。」との御意見をいただきました。

こちらに対しましては、冷水機の設置数は小中学校全体で4校という状況でございますが、目黒議員からは学校以外にも市役所や地区公民館等の公共施設の冷水機について同様の質問をしており、そちらの答弁には具体的設置数を入れていないことから、いくつかの学校とさせていただきます。

また、設置費用等につきましては、冷水機の性能や設置台数、設置場所、給排水工事等の内容によっては10万円台から数十万円と幅がありますので、お示しはしておりません。

次に、水道水を利用するなどの工夫につきましては、児童生徒が持参した水筒が空になっても水道水を補給することで、現在、必要な水分を摂取できておりますが、今後の気候変動の状況等も注視しながら、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

なお、答弁の詳細につきましては、10ページから12ページとなりますので、後ほど御覧ください。説明は以上でございます。

はい、田上課長どうぞ。

指導課でございます。

先ほど申し訳ございませんでした、目黒議員の熱中症の件につきまして、高橋委員からも御意見をいただいておりますので、回答を申し上げます。

「児童の健康状態の把握について、登校時の服装、睡眠時間、朝食の有無などについて、朝礼やホームルーム等でチェックをする。下校前に、水筒に水があるかどうか、児童生徒に自己チェックをさせる。」という御意見をいただきました。

一つ目の登校時の服装、睡眠時間、朝食の有無のチェックでございますが、これは毎日、学級担任の方が健康観察という形で、一人一人に実施をしているところでございますので、当然、本人がそうだとおっしゃなくても、調子の悪そうな様子が見られれば、担任が個別に対応しているというところでございます。

二つ目の水筒に水があるかどうかのチェックにつきましては、こちらについては再度、しっかり学校の方で呼びかけをするように、各校に呼びかけてまいりたいと思っておりますので、どうもありがとうございました。以上でございます。

引き続き、13ページをお願いいたします。

目黒議員からヤングケアラー支援につきまして、御質問をいただきました。質問の内容は、記載のとおりでございます。

教育長
指導課

答弁の方向性ですが、まず、学校現場の役割といたしまして、早期発見、実態把握に努めること。そして、支援が必要な児童生徒の状況に応じて、適切に福祉部局等に支援をつないでいくということを第一に考えて、捉えているところでございます。そして、定期的なアンケートや面談を実施しながら、早期の実態把握に努めているという答弁をさせていただきました。

二つ目の(2)番の、国や県がヤングケアラーへの理解促進、認知度向上に取り組み、早期発見や適切な支援につなげるための研修の機会を設けているところでございます。本市としましては、動画視聴や国の啓発用リーフレットを活用しながら、ヤングケアラーについての意見交換を行うなどのスキルを高め合う機会としているところである、という答弁をさせていただきました。

この答弁につきまして、石川委員からは、「早期発見、早期把握の質問については問題ないと思います。早期発見、早期把握をした場合、その後の対応まで説明するとより丁寧かと思えます。」という御意見をいただきました。

先ほども申し上げましたが、関係部局であるこども未来部と連携をいたしまして、対応策の共有と、また、児童生徒発見した場合のその後のフォローアップについて、答弁の中に加えさせていただいたところでございます。

また、高橋委員からも御意見をいただきました。「現状では実態把握がなされていないということで、実態把握の方法と研修予定を説明した方がよいと思います。」という御意見をいただきました。

こちらにつきましては、観察や個人面談、アンケート等での把握に、今後も努めていきたいと考えておりますし、研修につきましては、全教職員対象の、動画、リーフレットによる研修を予定させていただいていることを答弁の中で述べさせていただいたところでございます。

なお、答弁については13ページ以降に記載をしておりますので後ほど御覧いただければと思います。以上です。

教育長

ただいま、指導課と学務課から説明がございましたが、御意見や御質問はございますか。高橋委員。

高橋委員

はい、私この答弁を読ませていただきましたが、現在土浦市において、例えば義務教育の小中学生で、教育委員会なり学校なり、この子はヤングケアラーなのではないかという数は書いていないのですよね。ですので、現在としてはまだ全然把握できていないということなのかな、と思いますが、今後把握していこうということなのでしょう。

教育長

田上課長。

指導課

はい。数的なものは一切触れずに、教育委員会としてはつないでいくというような答弁をしているところなのですが、実際のところは、若干名ではあるのですが、ヤングケアラーなのではないかというようなお子さんの実態は把握しているところでございますが、そのお子様をヤングケアラーというような形で認定をしているわけではないので、部局につないで、このお子さんがヤングケアラーの疑いがありますということで、こども未来部のこども包括支援課のほうからさらに児童相談所につないでの対応となっていくので、少々時間がかかる部分もあるのです。

けども、この答弁を作成している間にも、中学校で1名と小学校で1名の疑いのあるお子様が実際に出てきて、教育委員会のほうに報告があって、こども包括支援課につないだというケースはございました。

ただ、あまりにも少ない数であったので、数がある程度明記をするということは今回しなかったということでございます。

高橋委員

少数でも把握しています、と言ったほうが私は良かったのではないかと思います。こども未来部さんのお話が出ましたが、このヤングケアラーについては、一体どこが所掌するのかな、とお話を聞いて思いました。これは教育委員会の所掌なのか、もしくは福祉関係、こども未来部さんなのか。小中学生だからといって教育委員会が担当しているのか、その辺りの役割分担のところがかちんとしていないと、こっちで把握しているけれどその情報は向こうに行かない、例えば、福祉部門で家庭の関係から見ているけれども、学校の先生にその情報が行っていないとかですね、ということになるかもしれないので、むしろその連携をどう取るのかという、ルール決めのようなことをしっかりしないといけない。子供さんが虐待死したりとか、いじめだつたりの問題があったときに、連携が不足しているということが必ず問題になっていますので、現場や教育委員会、家庭とか学校とか、連携をどうするかということをしっかりとした方がよろしいのではないかと思います。

やはり、1人でも懸念されているお子さんがいるのであれば、0人ですと言うよりは、市としてしっかり把握しているのだなということになると思うので、学校なり先生が、この子はどうなのだろうと思っているようなことがあれば、そこをすくい上げていくような仕組みも必要なのかなと思います。

あと、この子がヤングケアラーですと認定する条件というものは、どのようなものなのでしょうか。国とか厚生労働省とかでしっかりとした認定基準があるのでしょうか。

指導課

このヤングケアラーの連携につきましては今回の答弁の中で一番の柱になっているところなのですが、ヤングケアラー支援については基本的に福祉部局にて担当することになっていますが、しかしその入口の部分で、子供たちは毎日学校に登校しておりますので、一番先にヤングケアラーなのではないかという情報をキャッチしやすいのは、学校現場であるということと言えます。

そのため、現場である学校と教育委員会と福祉部局とでも、連携はもちろんなのですが、疑いがあるということで福祉部局につないだとしても、そのお子さんのその後についてのフィードバックをもう一度、教育委員会のほうで学校からもらって、再度ケアをしていくところを、今後は重点的に。ただ見つけて終わりではなくて、見つかったお子さんをどうケアしていくかを福祉部局と連携を図って、お互いに情報共有しながら進めていくという姿勢について、今回の答弁にて出させていただいたところでございます。

認定の基準については福祉部局の方で、ある程度のマニュアルというか、そういったものは持っているのだと思うのですが、学校ではあくまでも、その家族構成であるとか、個別の事案事情で学校に来ることができないとか、あとは、家事をやっていて勉強があまりはかどらないような様子が見られるとかっていう情報を、どのよ

うに子供の様子から、また保護者からキャッチしていくかというところが、認定というよりも、まずはそういうお子さんがいないかどうかの洗い出しをしっかりとできるように共通理解を図って、国が作っているリーフレットであるとか動画を視聴することで、教職員の見取る力を高めていくというのが学校現場で取り組んでいくことだと思います。

高橋委員 ありがとうございます。わかりました。

教育長 そのほかございますか。

福島委員、どうぞ。

福島委員 ヤングケアラーについてはやっぱり学校現場が一番、子供たちの姿から見取りやすいものだと思います。でも、家庭訪問をしないとなかなか家庭での生活が見えないという現実もあると思います。

5年前、私は現職でしたけれども、ヤングケアラーっていうその言葉そのものが、たぶん無かったように思います。その研修も私は受けてないと思っております。ただやっぱり本当にどんどん増えてきていて、この研修から始めるっていうのは、しかたないことなのかなっていう気が私もしていますので、先生方の見取る目を育てていただくことが次につながるのではないかと思いますので、ぜひお願いいたします。

指導課 ありがとうございます。

教育長 高橋委員、どうぞ。

高橋委員 もう一つすみません、冷水機のことなのですが、設置についてはどうかなのと思っています。水ですし、水道の水も飲めますので、暑いときに先生が子どもたちに、お水を飲もうねと時々声をかけてあげてほしいと思います。

それから熱中症対策で、この間、都和南小学校へ行った際に校長先生が、日傘をOKとしましたということをおっしゃっていて、実際に登下校をしている子供たちの何人かは暑さを防ぐため日傘を差していました。あと、首に巻くネッククーラーのようなものもいいんだよ、とおっしゃっていました。昔と比べて今は災害級に暑いので、そういうことも積極的に親御さんにアピールして、お子さんが熱中症にならないようにケアをしてあげられるようなお声かけをすればよいのかなと思いました。以上です。

教育長 塚本課長。

学務課 委員さんのおっしゃるとおりで、現時点では水道水で十分だと考えているところですが、今年度みたいに80日以上酷暑が続くような状況が今後5年先、10年先、ずっと続く可能性もありますので、その辺は状況を見ながら、いくら水と言ってもお湯だといろいろ問題もあるかと思っておりますので、ちょっとそういう意味での研究の方は継続的にやらせていただきたいと思いますと考えております。

高橋委員 でもすみません、温暖化対策ということも言っているので、そうだとしたら電気を使って冷水機を動かすと言うことは、むしろ温暖化に逆行すると思います。それと今は感染症の対策もあり、コロナの時は冷水機が使えない時期が長くあったと思います。そういうこともありますし、維持費もかかりますし、備品の準備などもありますので冷水機をすぐに設置するということについては、少し考えてほしいと個人

的に思いました。

教育長

そのほか、よろしいですか。続いて、福田議員の学校給食に関する質問について、給食センターから説明をお願いします。

小池所長。

学校給食センター

学校給食センターでございます。

学校給食センターの所管といたしましては、福田議員から学校給食費の無償化についての御質問をいただきました。質問は学校給食費の無償化について、と地場産物の活用に関するものという2点ございました。

まず一つ目の学校給食費の無償化についてですが、資料の19ページをお願いいたします。

質問事項としましては、本来であれば、国が実施すべきものと考えているが、見通しが立っていないことから、市として期限付きではなく、長期的に実施し、子育てしやすい土浦市にしていくことが必要と考える、という質問でございました。

答弁の概要でございますが、子育て支援の一環として、昨今の物価高騰等による保護者の経済的負担を軽減するため、10月分から来年3月分までの6か月分の無償化を実施するものであること、また、給食費の無償化は、地域間格差を生じさせないためにも、本来、国が一律で実施すべきものであると考えており、国による対策が講じられるまでの間、市として実施するものである。

そして今後については、国の動向にも注視しながら、新年度以降の予算編成の中でしっかり検討していく旨、市長から答弁いたしました。

続いて、二つ目の地場産物の活用に関する質問についてですが、資料の23ページをお願いいたします。

質問事項としましては、土浦市産の食材を30%から40%にし、地域の食材を広く知ってもらうことが大事です、という内容の質問がございました。

答弁の概要でございますが、本市では、学校給食における地場産物の提供と栄養教諭を中心とした食育の両面から工夫を凝らし、地場産物の活用を推進していることを説明し、現在行っている地場産物の活用状況や地場産物を通じた食育の取り組みを紹介し、引き続き、地場産物の積極的な活用と食育の推進を図っていく旨、教育長から答弁いたしました。

また、答弁につきまして、高橋委員、石川委員から御意見いただきましたが、答弁内容のとおり対応して参りますので、よろしくをお願いいたします。

なお、答弁の詳細につきましては、20ページから22ページと、24ページから27ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

教育長

ただいまの件について、御意見等はございますか。

高橋委員。

高橋委員

例えば規格外の商品があると思いますが、一般にお店で売ることにはできないけれども、品質的には問題ないというものを納入してできるだけ価格を抑えるとか、そういう取組もされていらっしゃるのですか。

学校給食センター

結論から言うと残念ながら、それはできておりません。その理由としては、給食センターでは最大1万2,000食を作るということで大量に調理するものですから、当

然野菜のカットとか何とか、機械処理が主になってきます。

そうすると、ある程度の規格を揃えないとその機械でうまく処理ができない、という問題がありまして、委員のおっしゃられたような、規格外れの食品を納入することは難しいところでございます。

高橋委員

それは今後検討いただきたいといいますか、使っていただいてはどうかと思います。特に、フードロスの問題があると思いますが、規格外の商品がそのまま廃棄されてしまっています。それが問題になっていて、フードロス対策として考えてほしいなと思いますし、もしそうなれば地場の食材の使用率を高めることができるのではないかな、とも思います。難しいかもしれませんが今後検討をすることは必要なのかなと思いました。

学校給食センター

給食を作って提供する、という限られた時間の中で最大限効率良くやるとなると、やはり機械処理が主なものとなりまして、その機械処理をするとなると、違う物が入るとそこから取り出して手で作業をするということがありますので、なかなか難しい部分もあるのですけれども、委員がおっしゃられることも大事なことだと思いますので、すぐにどうのこうのというのはなかなか難しいかもしれませんが、安く地場産物を手に入れるということにもつながると思いますので、研究していきたいと思っております。

高橋委員

献立などを見直すことも一つ必要だと思います。例えば、セブンイレブンでスムージーを発売されまして、社長さんがフードロスにつながります、というお話をされていきました。規格外の商品を多く仕入れて価格を下げる、そしてそれがブランディングにもなるということを考えれば、そういうことを今度は市が行う、給食費の無償化ということで税金を投入するわけですから、こういうような予算を圧縮するようなやり方をして、できるだけ栄養とか質を確保して子供たちに提供していきますということをアピールしたら、都市間の差別化ということでしたら、ブランディングができるのかなと思います。感想ですが、フードロスを解消するということは検討課題としていただきたいと思います。

学校給食センター

委員さんからいただいたそのような視点をもって、これからいろいろ考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

高橋委員

よろしく申し上げます。

教育長

技術的に難しいという所長の話もありますが、フードロスであるとかは時代のニーズでして、これも教育に必要な項目ですから、どの程度、あるいは給食だけじゃなくて他の面で、こういった時代に合った教育といいますか、対応ができるかどうか、やっぱり課題として頭に置いていることは大切なことですので、締め切りがあるわけではないですけれども課題として、食育という点も含め考えていきましょう。

そのほか、いかがですか。鈴木委員。

鈴木委員

先ほど、体育の授業がだいぶ取り止めになったということですが、その代替の授業は、秋とか冬とかに行われるようになるのですか。

教育長

田上課長。

指導課

直近の中で、1週間、2週間の短いスパンの中で、交換授業が可能なところについ

ては、交換で対応しているところがあると思います。

基本的に、各学校の教育課程にてカリキュラムを組んでいる授業日数というものが、標準時数よりもかなり多めに取っているところもございますので、1、2時間減ったという結果になっても、最終的にはトータルでは問題がないというところになるようになっておりますので、ほぼどの学校も対応できているのかな、と思っております。

鈴木委員 はい、ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 報告事項は以上ですので、続いて、次第の5番 その他へ移ります。

その他の1番 第92回土浦全国花火競技大会の開催に伴う社会教育施設等の対応について、生涯学習課から説明をお願いします。

佐賀課長。

生涯学習課 ——第92回土浦全国花火競技大会の開催に伴う社会教育施設等の対応について説明——

教育長 よろしいでしょうか。

続いて、その他の2番 「図書館フェス2023」の開催について、図書館から説明をお願いします。

武藤館長。

図書館 ——「図書館フェス2023」の開催について案内——

教育長 よろしいでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 本の通帳サービスの拡大についてですけれども、大人の方の利用はどのくらい予想されていますか。

教育長 武藤館長。

図書館 予想が難しいところですが、今、子どもたちが3,200から3,300冊くらいの利用ですので、大人の方も同じくらい、またはそれを超えるくらいの利用はあるのではないかと考えています。

鈴木委員 現在の通帳の在庫はどのくらいですか。

図書館 在庫は、約3,800冊前後でございます。また、先日土浦ロータリークラブ様からご寄贈いただきましたので、大人の方たちへご活用させていただきたいと考えております。

鈴木委員 はい、わかりました。

教育長 福島委員。

福島委員 本の通帳サービスはとてもありがたいです。最近、この作家のこの本を読んだかな、と思うことが多くなってきました。以前、「この本を借りた履歴はありますか」と聞いたことがありますけれども、記録はされているということでしたが教えていただけませんでした。ですから、このサービスはありがたいです。

教育長 高橋委員。

高橋委員 私も本の通帳のことで、前から大人の分も欲しいなと言っていたのですけれども、

この通帳については予算ではなく、寄贈だけなのでしょう。希望者が多かった場合、通帳はもうありません、ということになってしまうのか、その点だけ確認したいなと思いました。

図書館 寄贈いただいた分も含めて、現時点では対応できるのではないかと考えております。

あと、先ほどの福島委員のお話の件ですが、現在図書館のホームページにて、本の通帳と同じように「マイ本棚」という機能もございまして、ご自分で読んだ本の履歴をスマートフォンやパソコンで確認することもできますので、そちらを併用されている方も多くなってきておりますことから、本の通帳のほうは少なくなってくるのではないかと考えております。

福島委員 今も使えるということですね。

図書館 はい、ご利用いただけます。

教育長 鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 そうすると、通帳のほうは寄附で賄っていて、市の予算としては取っていないということですか。

もう一つ、私も土浦ロータリークラブの一員なのですが、ロータリークラブでも本の通帳を毎年のように予算は取れるはずですので、状況によって追加は可能だと思います。

図書館 ありがとうございます。本の通帳の予算につきましては、通帳を使用する機器の予算を図書館にて確保しております。

教育長 よろしいでしょうか。次に、その他の3番 水郷プール利用者数の報告について、スポーツ振興課から説明をお願いします。

寺崎課長。

スポーツ振興課 ———水郷プール利用者数の報告について説明———

教育長 御意見や御質問はございますか。

鈴木委員。

鈴木委員 過去最大の入場者数だったということですが、プールが混みすぎて問題になったとか、監視員の目が届かないとか、そういう問題はなかったのでしょうか。

教育長 寺崎課長。

スポーツ振興課 最高入場者数を記録したところであっても、リニューアル前の水郷プールとほぼ同じ敷地だったのですけれども、それは昭和59年なのですけれども、15万9,000人の入場を記録しております。

さすがにその時は、1日1万人近く入場することもございましたので、プールサイドがいっぱいになって、入場制限を設けることもあったのですが、今年度に関しては、特に危険が及ぶことがなかったということで、入場制限は行いませんでした。安全に営業できております。

鈴木委員 はい、ありがとうございます。

教育長 高橋委員。

高橋委員 市長のフェイスブックか何かで見たのですが、9月になってもプールを開放しておりますのでご利用ください、というようなものを見た記憶があるのですが。

教育長 寺崎課長。

スポーツ振興課 ホームページなどで周知しておりますが、ちびっ子プール、幼児用のプールがあるのですが、そちらを無料開放しております。今月、9月30日の土曜日まで10時から15時まで無料でお使いできます。

高橋委員 その利用者の分はこの入場者に含まれていないのですね。

スポーツ振興課 はい、そちらにはカウントしておりません。

教育長 そのほかございますか。高橋委員。

高橋委員 こんなに暑いと8月末で終わってしまうのもどうなのかな、と少し思っていて、もう少し長くやってもいいのかなと思うのですが、将来に向けて開催期間を変更するという検討はされているのでしょうか。

教育長 寺崎課長。

スポーツ振興課 高橋委員さんがおっしゃるように、過去にはお盆を過ぎますと、入場者がパラパラで、もう閑古鳥が鳴いているような状況が続いていたのですが、今年の状況を考えると、9月に入ってからのもも一定数あると思われま。ただ、学校自体が始まりますので、子供たちが実際にプールに来られるかという、その辺の兼ね合いもございませ。確かに平日と日曜日を比較すると、もう10倍ぐらい土日に集中するようなデータもございませので、その辺も踏まえまして、今後、継続するかというのを慎重に検討したいと思いま。

高橋委員 すみませ、営業時間は何時から何時まででしょうか。

スポーツ振興課 営業時間は朝9時から17時までです。

高橋委員 例えば17時はまだ明るいと思うので、もう少し夜間に延長しようとか、子供だけではなくて大人も入れるわけですから、そういうようなお考えはないのでしょうか。また、今回使用料の収入も6,500万円くらいですけれども、維持管理にかかるお金と使用料の収入の割合で、もう少し営業を増やしたら収入が増えるのではないかとか、営業期間を延ばすと逆にコストがかかるとか、そういうことはあるのでしょうか。

スポーツ振興課 水郷プールの営業につきましては、産業文化事業団の方に業務委託をしております、産業文化事業団のほうで、清掃とか維持管理とか、監視員の手配などを再委託しているような形です。現状、監視委員の確保がなかなか厳しいという話を私も聞いていまして、主に大学生とか、そういう若い方をお願いしているのですが、大学が夏休みに入る前はなかなか人が集まらなくて、その期間の営業が厳しい話も聞いていまして、夜間とか9月に入ってから部分とかは、委託先の状況とかも含めながら今後検討をしてみたいと思っております。

高橋委員 せっかくの市の施設でするので多くの方に利用していただきたいし、言葉は悪いですが、委託先に任せるのではなく、市としてこの施設をどのように市民に利用してもらいたいのかという方針に沿った運営方法を、指導・監督といいますか、していただければと思いま。

スポーツ振興課 ありがとうございます。
運営方針とか構想とかは当然、スポーツ振興課の役割だと思いますので、肝に銘じて今後運営を進めてまいりたいと思います。

高橋委員 よろしく願いいたします。
教育部長 はい、教育長。
教育長 望月部長。
教育部長 高橋委員から、水郷プールの活用についてご提案をいろいろいただきましたけれども、今年度から学校の授業のプール利用ということで、老朽化して学校のプールが使えない学校があるものですから、代替施設というような形で今年度から2つの学校、大岩田小学校と東小学校にて、7月15日の営業前と後、9月1日からの営業後の一部の日程を使って、そういう活用が今年から始まったところで、今後も、他の学校も含めて少し拡大する可能性もあります。
そういった使い方も含めて、市民全体の利用施設ということで検討してまいりますので、よろしくお願い致します。

高橋委員 わかりました、ありがとうございます。
教育長 よろしいでしょうか。
本日の案件は以上となります。次回の定例会の日程について、教育総務課から連絡をお願いします。

教育総務課 ———次回の定例会日程等について案内———
教育長 ただいま10月定例会の日程について案内がございましたが、ご都合はいかがでしょうか。それでは、次回の定例会は10月24日火曜日の午後4時からとなります。よろしくお願い致します。

高橋委員 よろしいでしょうか。
教育長 高橋委員、どうぞ。
高橋委員 ———令和5年9月7日開催、令和5年度第3回市町村教育長・教育委員研究協議会前期研修会（オンライン開催）の出席報告———
鈴木委員 鈴木委員、高橋委員、御報告ありがとうございました。
教育長 以上をもちまして、令和5年9月の教育委員会定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。